

議案第15号

大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行条例の一部を改正する条例案

大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年大阪市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（大阪市障害支援区分認定審査会）」に改め、同条第1項中「大阪市障害程度区分認定審査会」を「大阪市障害支援区分認定審査会」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月14日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

介護給付費等の支給に関する審査会の名称を改めるため、条例の一部を改正する必要があるもので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（抄）

(大阪市障害程度区分認定審査会)

障害支援区分

第2条 法第15条に規定する市町村審査会として、本市に大阪市障害程度区分認定審査会（以下
障害支援区分

「審査会」という。）を置く。

2 - 3 省 略